



五管区水路通報第33号

411項-427項

令和4年8月26日

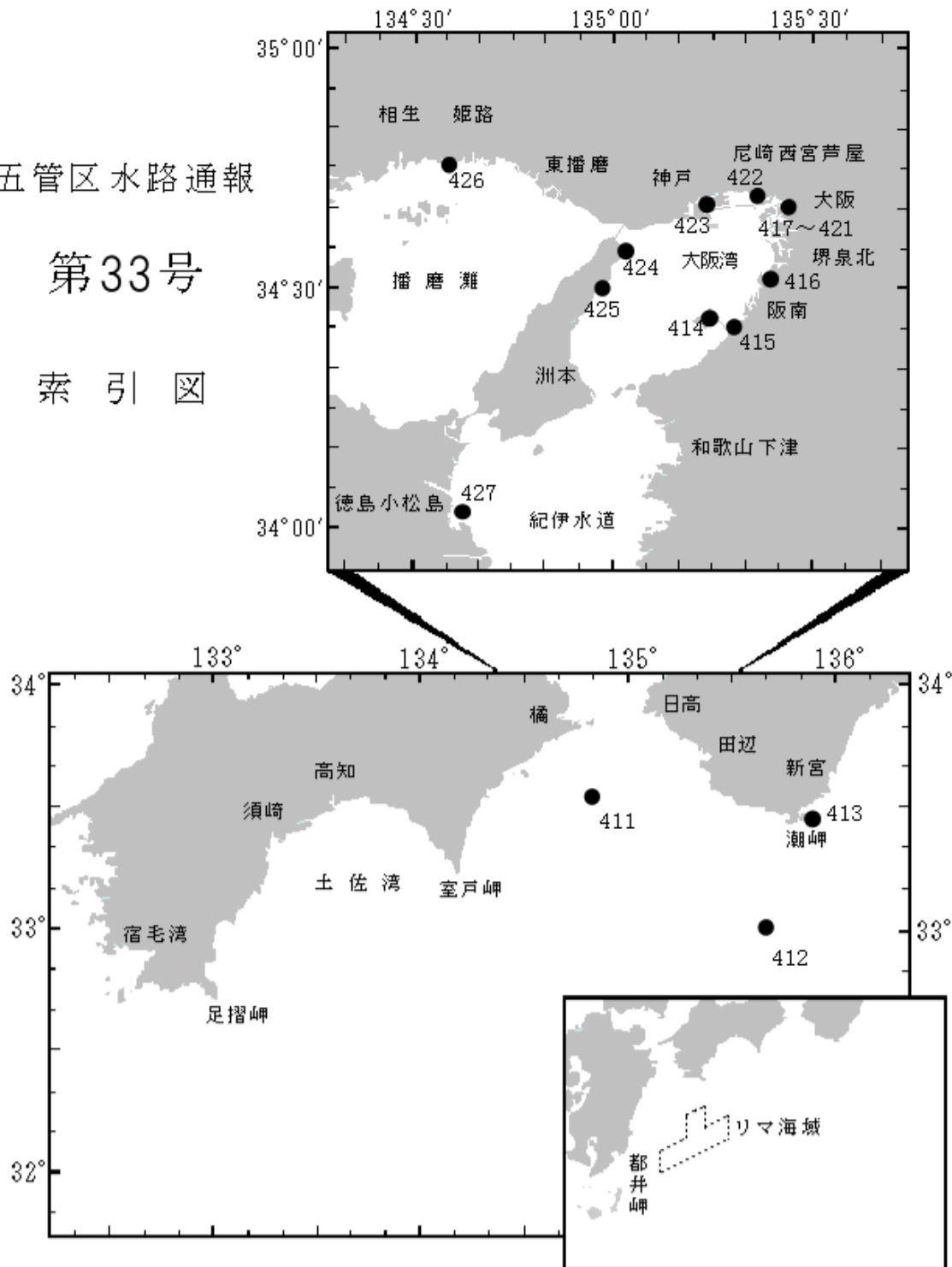
※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第411項	紀伊水道南方		射撃訓練等
第412項	潮岬南東方至室戸岬南方		海洋調査
第413項	本州南岸	串本港付近	目標物不存在
第414項	大阪湾	泉州港	潜水訓練
第415項	阪南港	第3区	潜水訓練
第416項	阪神港	堺泉北区、第5区	岸壁築造工事
第417項	阪神港	大阪区、第2区	岸壁補修作業
第418項	阪神港	大阪区、第3区	岸壁補修作業
第419項	阪神港	大阪区、第3区	潜水作業
第420項	阪神港	大阪区、第3区	岸壁補修作業
第421項	阪神港	大阪区、第3区	護岸補修工事
第422項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	消波ブロック設置
第423項	阪神港	神戸区、新港航路及び付近	掘下げ作業等
第424項	淡路島	岩屋港付近	護岸改修工事
第425項	淡路島	津田ノ鼻南西方	護岸改修工事
第426項	姫路港	網干区、第1区	灯付浮標撤去及び移設
第427項	徳島小松島港付近		施設灯復旧

五管区水路通報

第33号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1

第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

TEL:078-391-6651(内線2515、2516) FAX:078-332-6307(自動受信)

<p>五管区水路通報 バックナンバー</p>	<p>水路通報等の解説</p>	<p>水路測量実施区域</p>	<p>小型船舶実技講習 ヨット等レース区域 (年間を通して実施)</p>	<p>定置漁具の敷設情報</p>
				

★4年411項 紀伊水道南方 射撃訓練等

紀伊水道南方において、自衛隊航空機による射撃訓練等が実施される。

1. 水上射撃訓練

期 間 令和4年9月5日～8日 0700～2100

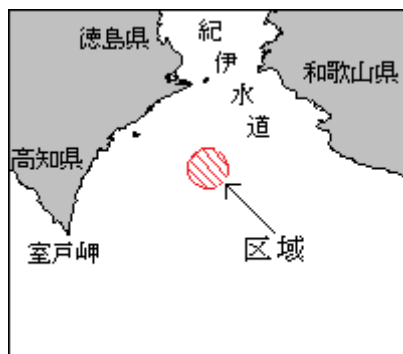
2. 水上射撃及びフレア発射訓練

期 間 令和4年9月20日～22日 0700～2100

区 域 33-30-12N 134-49-50E を中心とする半径5海里の円内

海 図 W77(JP共)

出 所 防衛省海上幕僚監部



★4年412項 潮岬南東方至室戸岬南方 海洋調査

潮岬南東方至室戸岬南方において、調査研究船「新青丸」(1,635トン)によるROV(有線式無人潜水探査機)を使用した海洋調査が実施される。

期 間 令和4年9月8日～13日、16日～19日

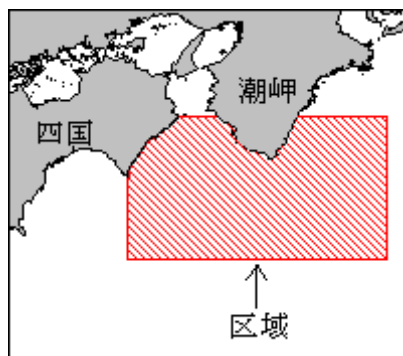
区 域 下記経緯度線で囲まれる海域

(1) 33-50N (2) 32-30N

(3) 134-10E (4) 137-05E

海 図 W1072

出 所 海洋研究開発機構



★4年413項 本州南岸 ー 串本港付近 目標物不存在

大島の海図記載の2ドーム(2Domes)は不存在である。

位 置 33-28-21N 135-49-40E 付近

海 図 W99(串本港付近)

出 所 田辺海上保安部



★4年414項 大阪湾 — 泉州港 潜水訓練

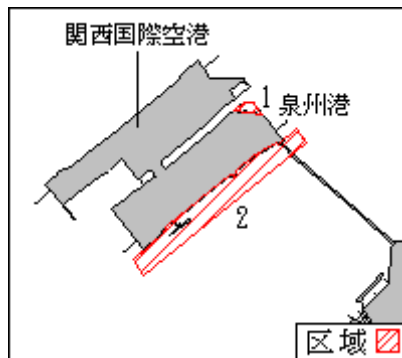
泉州港において、海上保安庁による潜水訓練が実施される。

期 間 令和4年9月8日、12日 0800～1800
 14日 0800～15日 2400
 20日 0800～21日 2400
 26日 0800～27日 2400

- 区域1 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-26-42.7N 135-15-28.0E (防波堤先端)
 (2) 34-26-38.8N 135-15-31.9E (防波堤先端)
- 区域2 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (3) 34-26-16.2N 135-15-53.9E (岸線上)
 (4) 34-26-24.5N 135-16-06.0E
 (5) 34-26-13.3N 135-16-16.8E
 (6) 34-24-28.2N 135-13-38.5E
 (7) 34-24-40.4N 135-13-28.5E
 (8) 34-24-48.1N 135-13-40.0E (岸線上)

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「A」旗を掲揚
 夜間は紅色閃光灯を点灯
 警戒船を配備

海 図 W199-W1103(JP共)
 出 所 五本部警備救難部



★4年415項 阪南港 — 第3区 潜水訓練

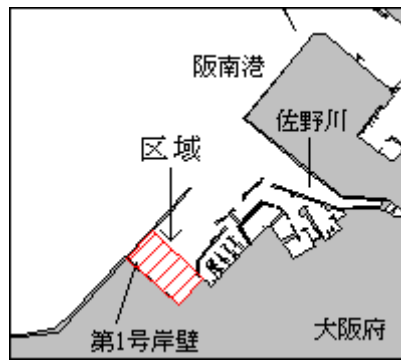
第1号岸壁前面付近において、海上保安庁による潜水訓練が実施される。

期 間 令和4年9月8日、12日 0800～1800
 14日 0800～15日 2400
 20日 0800～21日 2400
 26日 0800～27日 2400

- 区 域 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-25-15.1N 135-18-28.5E (防波堤上)
 (2) 34-25-06.3N 135-18-39.8E (岸線角上)

備 考 国際信号旗「UY」旗及び「A」旗を掲揚
 夜間は紅色閃光灯を点灯
 警戒船を配備

海 図 W1141 (分図「阪南港南西部接続図」、JP共)
出 所 五本部警備救難部



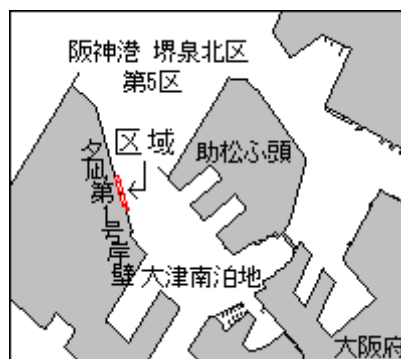
★4年416項 阪神港 — 堺泉北区、第5区 岸壁築造工事

夕風第1号岸壁付近において、潜水士・起重機船による岸壁築造工事が実施されている。

期 間 令和4年10月31日まで 日出～日没
区 域 下記3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-31-26.8N 135-22-57.7E (岸線上)
(2) 34-31-27.0N 135-22-58.6E
(3) 34-31-17.6N 135-23-01.7E (岸線角)

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚
警戒船を配備

海 図 W1110 (JP共)
出 所 阪神港長



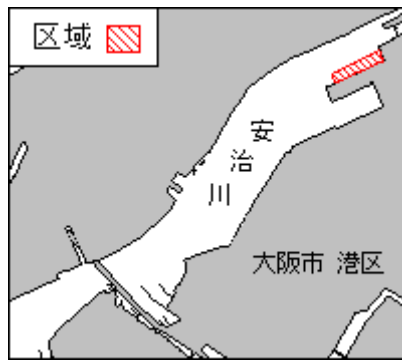
★4年417項 阪神港 — 大阪区、第2区 岸壁補修作業

五管区水路通報4年18号265項削除
安治川において、潜水士による岸壁補修作業が実施されている。

期 間 令和4年11月30日まで 日出～日没
区 域 34-40-23N 135-27-10E 付近

備 考 警戒船を配備
国際信号旗「A」旗を掲揚

海 図 W123 (JP共)
出 所 阪神港長



★4年418項 阪神港 — 大阪区、第3区 岸壁補修作業

新木津川大橋の西側において、潜水士による岸壁補修作業が実施される。

期 間 令和4年9月1日～12月1日 日出～日没

区 域 34-37-33N 135-27-33E 付近

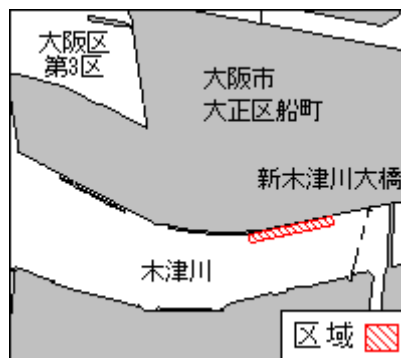
備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

仮足場が設置され、標識灯で明示

海 図 W1148

出 所 阪神港長



★4年419項 阪神港 — 大阪区、第3区 潜水作業

木津川において、潜水士による潜水作業が実施される。

期 間 令和4年9月1日～10月20日（予備日10月21日～31日） 日出～日没

区 域 34-37-51N 135-28-22E 付近

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

海 図 W1148

出 所 阪神港長



★4年420項 阪神港 — 大阪区、第3区 岸壁補修作業

大正内港において、潜水士・起重機船による岸壁補修作業が実施される。

期 間 令和4年9月1日～11月30日 日出～日没

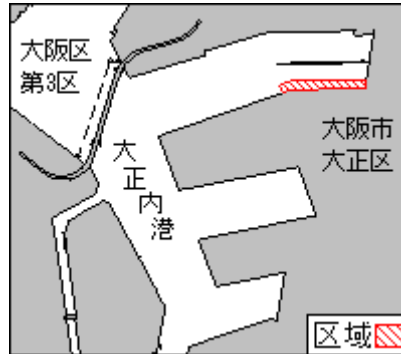
区 域 34-38-49N 135-28-02E 付近

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚

警戒船を配備

海 図 W1148

出 所 阪神港長



★4年421項 阪神港 — 大阪区、第3区 護岸補修工事

天保山運河において、潜水士・起重機船による護岸補修工事が実施される。

期 間 令和4年8月31日～9月23日まで（予備日9月24日～30日） 0800～日没

区 域 34-38-52N 135-27-07E 付近

備 考 警戒船を配備

国際信号旗「A」旗を掲揚

障害物調査は出入港がある場合 1400～2300 で実施

夜間作業時及び夜間停泊時は作業船を示す標識灯を設置

入出港船舶の航行を妨げないように通航路 15mを確保

海 図 W1148-W123（JP共）

出 所 阪神港長



★4年422項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 消波ブロック設置

東部総合処理センター地先において、消波ブロック（干出）が設置された。

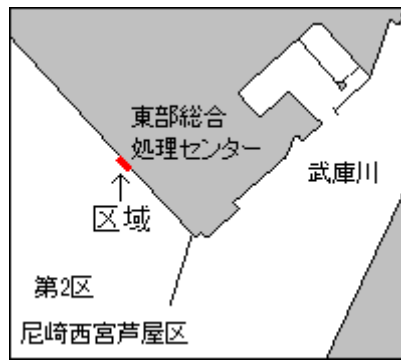
区 域 下記2地点を結ぶ線上付近（幅10m）

(1) 34-41-29.0N 135-21-34.9E

(2) 34-41-27.3N 135-21-36.7E

海 図 W1107（JP共）

出 所 五本部海洋情報部



★4年423項 阪神港 — 神戸区、新港航路及び付近 掘下げ作業等

五管区水路通報4年5号78項削除

新港航路及び付近において、潜水土・起重機船等による掘下げ作業等が期間を延長して実施されている。

期 間 令和4年9月30日まで（予備日を含む） 日出～日没

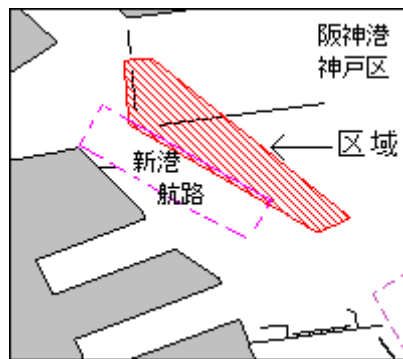
区 域 下記5地点で囲まれる区域

- (1) 34-41-20N 135-13-25E
- (2) 34-41-20N 135-13-34E
- (3) 34-40-41N 135-14-33E
- (4) 34-40-37N 135-14-23E
- (5) 34-41-04N 135-13-27E

備 考 国際信号旗「A」旗を掲揚
警戒船を配備

海 図 W101A(JP共)

出 所 阪神港長



★4年424項 淡路島 — 岩屋港付近 護岸改修工事

岩屋港付近において、潜水土・起重機船等による護岸改修工事が実施される。

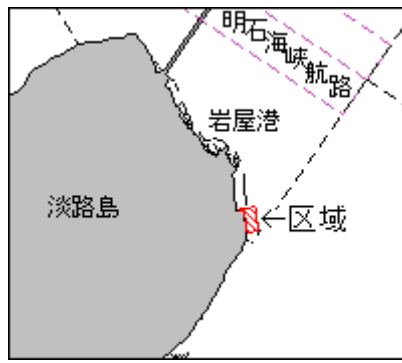
期 間 令和4年9月1日～12月31日まで 日出～日没

区 域 34-34-46N 135-01-33E 付近

備 考 アンカー位置を示す浮標を設置
区域内に汚濁防止膜を設置
警戒船を配備
国際信号旗「A」旗を掲揚

海 図 W131(JP共)

出 所 神戸海上保安部



★4年425項 淡路島 ー 津田ノ鼻南西方 護岸改修工事

五管区水路通報4年15号219項関連

釜口地先において、起重機船等による護岸改修工事のための仮設道路設置工事が実施される。

期間 令和4年8月29日～令和5年3月24日まで（予備日含む） 日出～日没

区域 34-29-36N 134-57-57E 付近

備考 警戒船を配備

海図 W131(JP共) - W1143

出所 五本部海洋情報部



★4年426項 姫路港 ー 網干区、第1区 灯付浮標撤去及び移設

日本触媒前面において、海図図載の灯付浮標（5基）は撤去又は移設されている。

1. 赤色灯付浮標（2基）は撤去されている。

位置 (1) 34-46-02.8N 134-35-16.0E

(2) 34-45-49.8N 134-35-19.7E

2. 赤色灯付浮標（2基）及び緑色灯付浮標（1基）は移設されている。

位置 (3) 新) 34-46-03.7N 134-35-13.7E (赤色)

旧) 34-46-04.2N 134-35-13.6E

(4) 新) 34-45-47.3N 134-35-18.2E (赤色)

旧) 34-45-47.8N 134-35-18.1E

(5) 新) 34-45-43.5N 134-35-15.9E (緑色)

旧) 34-45-44.3N 134-35-15.8E

海図 W134B (JP共)

出所 姫路海上保安部



★ 4 年 4 2 7 項 徳島小松島港付近 施設灯復旧

五管区水路通報 4 年 13 号 203 項削除

徳島小松島港沖波浪観測塔灯(灯台表第 1 巻 3419) (34-02. 4N 134-38. 5E) は復旧した。

海 図 W 1 1 2 6

出 所 徳島海上保安部

